

日高市消防団活動指針

～地震災害編～



平成27年2月
日高市消防団

— 目次 —

1. まえがき	3
2. 主旨	4
3. 安全管理	5
4. 平常時の対策	6
5. 参集	7
6. 情報収集・伝達	9
7. 出動準備	10
8. 避難誘導・広報	11
9. 対応要請・応急対応	12
10. 長期活動対策	13
11. 警戒体制解除	14
12. バイク隊	15
13. 活動指針の検証	16
14. あとがき	17

○添付資料

消防団員初動マニュアル

日高市地震ハザードマップ（指定避難場所一覧表）

地震発生時の日高市役所の体制

団員職業・有資格名簿、団員有資機材一覧

ERT名簿

携帯用デジタル簡易無線機配置表

防災用語集

自主防災組織一覧表

耐震診断、耐震補強・改修

緊急救助技術

災害医療

応急手当講習テキスト

災害用伝言ダイヤル

1. まえがき

日高市消防団は、昭和 30 年に高麗村と高麗川村が合併し、日高町消防団が発足して以来、本年 2 月で 60 周年の節目を迎えました。これまで、幾多の出来事があった中で、平成 10 年に開催された全国消防操法大会において、埼玉県初の準優勝に輝きました。これによって日本消防協会に認められ、平成 14 年に赤バイ隊が結成されるとともに、総務省消防庁国民保護への日高市ならびに日高市消防団の協力が評価され、全国で初めて J-ALERT を頂くなど、日本一の消防団といわれるようになりました。

さて、近年は日本各地において地震、台風、集中豪雨、雷、竜巻及び火山噴火など、様々な自然災害が発生しています。こうした中、消防団の役割は多様化しており、各種災害に対応できる体制を整えていかなければなりません。当消防団では平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓とすべく、平成 25 年 4 月より防災担当副団長を置くとともに、防災委員会を立ち上げ、これまで以上によりの確な対応が出来るように活動してまいりました。

この間、大災害時の非常想定訓練、資機材取扱訓練及び非常招集訓練などを実施し、平成 25 年度の役員県外研修では、宮城・岩手両県沿岸部の被災地を視察するなど、団員皆が防災に対して考える機会を重ねました。また地域との連携を深めるため、自主防災組織の訓練に可能な限り出向き、協力してきました。

我が日高市の人口約 57,000 人、世帯数約 23,000 世帯に対して、消防団員が 161 名で構成されている現状を照らし合わせると、大災害が発生した際には十分な人員とは言えませんが、市民から地域に密着している消防団への期待は徐々に高まっているものと実感しております。

市民の生命、身体、財産を守るという崇高な使命のもと、今後も火災対応のみならず、いつ何時起こるとも知れぬ災害に対応するためここに日高市消防団活動指針を策定し、今後はこの指針に基づき、団員の意識、知識、技術の向上に努めるために常備消防ならびに市と連携しながら活動してまいり所存です。

平成 27 年 2 月

日高市消防団

第 13 代団長 和田 貴 弘

2. 主旨

この活動指針は、日高市消防団が大規模地震災害に直面した際「安全、確実、迅速」に対応できるようにするためのものである。しかし、あくまでも基本的な活動指針であり、最善の対応は現場で活動する団員の判断に委ねられる。

団員は、最善の判断を下すため、平素より災害に対する知見を深めるとともに、災害対応能力を高める訓練を行い、大規模災害時にこの活動指針に則した活動を行うことを望む。

3. 安全管理

(1) 安全管理の原則

- ・安全管理の原則は、どのような状況であっても「安全を最優先し、死傷事故を出さないこと」である。しかし、極端に安全な活動に着目するのではなく、任務遂行と安全確保のその双方を満足させるため、迅速かつ的確に判断しなければならない。

(2) 分団長

- ・団員に安全の確保に必要な装備を十分に身に付けさせなければならない。
- ・現場及び周囲の安全を確認した後、活動を指示する。
- ・活動中の現場状況の変化に注意し、臨機応変な対応をとる。

(3) 団員

- ・自身の安全を最優先し、安全を確保する。(支持物や足場等の強度確認、自己確保の徹底)
- ・新たな危険要因を発見した際は直ちに指揮者へ報告する。
- ・「安全確認呼称」や「指差し呼称」を徹底する。
- ・全体の活動状況を把握するよう努める。
- ・危険を察知した際、躊躇することなく「危険排除の手段を講じる」か「一時退避する」かを自ら判断し、適正に行動しなければならない。

4. 平常時の対策

(1) 消防団

- ・ 関係機関との連携を図り非常時に備える。

(2) 分団

- ・ 機械器具、資機材等の点検を定期的に行い、非常時に滞りなくそれらを使用した活動が行えるように備える。
- ・ 管轄地区の危険箇所、避難所及び一時避難場所を把握する。
- ・ 非常時における団員同士の連絡手段を確立する。
- ・ 長時間の活動に備え備蓄品を分団詰所に揃える。
- ・ 管轄地区自主防災組織との関係を密にし、市民との協力体制を整える。

(3) 団員

- ・ 消防団活動に安心して従事できるよう、平素より家庭内における地震対策を徹底する。
- ・ 非常時に備え各種訓練を行い、対応能力を養う。
- ・ 非常時に備え参集時の装備を平素より揃える。

5. 参集

(1) 参集判断

- ・震度5弱以上の震度速報発表により、消防団員初動マニュアルに規定する参集場所に参集する。

(2) 参集時の服装及び装備

- ・活動服
- ・安全靴
- ・手袋
- ・筆記用具、メモ
- ・ヘルメット
- ・携帯ライト
- ・笛
- ・その他（自己判断でラジオ、食料、水、日用品等持参する）

(3) 参集前注意事項

- ・自身、家族及び近隣住民の安全を確保する。
- ・参集時の服装及び装備を確認する。
- ・家族全員が避難する場合は、自宅の電気ブレーカーを落とし、ガスボンベバルブ及びガスメーター付近のコックを閉める。
- ・必要に応じて、自身の状況及び家族の避難場所等を記したメモを玄関付近に表示する。

(4) 参集方法

- ・原則として、徒歩、自転車、バイクにて参集する。

(5) 参集途上の活動

- ・被害状況を確認し、メモ等に記録する。
- ・可能な範囲での応急対応を行う。(救出、救助、応急手当、消火活動等)
- ・必要に応じて、避難指示等の広報活動を行う。

(6) その他

- ・自宅付近の団員と申し合わせておき、できるだけ複数名で参集する。
- ・電話等が通信不能な場合は、災害用伝言ダイヤル等にて自身の安否を登録し、団員相互で確認できるようにする。
- ・避難行動要支援者(災害時要援護者)を発見した場合、余裕のある住民を探し、引率を依頼する。
- ・分団詰所までの移動に支障がなければ、物資及び資機材搬送に適した車両で参集しても良い。

6. 情報収集・伝達

(1) 原則

- ・ 情報収集活動は、徒歩、自転車、バイクにて行う。
- ・ 災害対策本部、団本部、分団の情報伝達は、デジタル無線にて行う。

(2) 団本部

- ・ 団長、副団長（1名）、バイク隊長は、災害対策本部にて情報を集約する。
- ・ 副団長（3名）、団本部員は、日高分署にて災害対策本部からの指示を待つ。

(3) 分団長

- ・ 分団詰所にて団員からの情報を集約する。
- ・ 災害対策本部（団長）へ被災状況、避難状況、活動状況、現在人員等を報告する。
- ・ 追加報告がなくても1時間ごとに団長へ報告し、緊急性の高い事案にあつてはその都度報告する。
- ・ 避難所（公民館、公会堂、学校等）の状況把握に努める。

(4) 団員

- ・ 参集途上、情報を収集し参集場所に到着次第、分団長へ報告する。
- ・ 分団長の指示に従い、定期的に情報収集を行う。
- ・ 状況に応じて災害対策本部へ直接状況報告してもよい。ただし、その経過について遅滞なく分団長へ報告する。

7. 出動準備

(1) 分団長

- ・可能な範囲で任務別に部隊編成を行う。(情報収集班、消火活動班、救助活動班、庶務班、避難誘導班等)

(2) 団員

- ・分団詰所に到着後、車両及び資機材等の点検を行う。
- ・出動要請を受けたら、即時対応できるよう準備を整えておく。

8. 避難誘導・広報

- ・避難広報は、消防車両で行い巡回中は警鐘を鳴らし広報する。
- ・巡回の際は、消火活動、救助活動に備えた装備を整え巡回する。
- ・巡回中は、分団長との連絡手段を確保し、ラジオ等により情報を得ながら周囲の状況等を警戒する。
- ・避難行動要支援者(災害時要援護者)の存在を考慮し、行政及び市民からの情報により避難未完了の要支援者の存在を確認した際は、安全に配慮し避難を支援する。

9. 対応要請・応急対応

(1) 団本部

- ・団長は、災害対策本部に集約された情報の中で、対応が必要と判断した状況に対して、管轄分団に出動要請する。
- ・団長は、管轄分団のみの対応に限界を感じた際、団本部または管轄外分団へ応援要請する。
- ・日高分署に待機している副団長及び団本部員は、団長の要請により人員、資機材の応援を行う。
- ・対応活動対象外の事象に関しては、団長から関係機関へ対応要請する。

(2) 分団長

- ・団員の安全に最大限配慮し、指揮をとらなければならない。
- ・応急対応が必要な事象を発見、または対応要請を受けた場合即時対応し、団長へ報告する。
- ・自らの判断で状況を考慮し、ERTへ応援要請する。

(3) 団員

- ・対応活動は、人命を最優先とする。
- ・対応活動は、原則2名以上で行い、分団長と密に連絡が取れるよう通信手段を確保する。
- ・自身の対応能力の限界を認識し、それを越えた活動を行ってはならない。

10. 長期活動対策

(1) 分団長

災害による消防団活動が長期化すると予想される場合、次のような対策をとる。

- ・団員に休息をとらせるよう交代制を確立する。
- ・水、食料、燃料を確保する。
- ・惨事ストレスを考慮して、ミーティングを実施する。
- ・ERTへ支援要請する。

11. 警戒体制解除

- ・災害対策本部の解散を受け、団長の指示により警戒体制を解除する。ただし、その後も余震等による二次災害に備え、各自出動体制を維持する。

12. バイク隊

(1) 原則

- ・ バイク隊は、大規模地震災害時にその機動力を生かし、情報収集、情報伝達活動等を行う。

(2) 隊長

- ・ 災害対策本部へ参集し、団長の指示により災害対策本部が受けた情報の確認を現場に行い、詳細な情報を災害対策本部へ伝える。
- ・ 定期的に分団詰所へ行き、分団の状況確認を行う。

(3) 隊員

- ・ 主に担当地域の情報収集、情報伝達活動を行う。
- ・ 可能な範囲で物資、資機材等の搬送を行う。
- ・ 隊員間での連携は、デジタル無線を使用する。

13. 活動指針の検証

この活動指針は、永久不変なものではない。日高市消防団及び日高市の災害対応能力は、時代によって変化するものであり、現状に則した指針でなければならない。

よって、日高市消防団は、この活動指針を定期的に検証し、状況に応じた改編を行うこととする。

14. あとがき

日高市消防団活動指針(地震災害編)の編集ができた事は災害時、団員の行動をマニュアル化させ、慌てずに活動できるようにしたものであります。編集された方々のご努力に敬意を表します。

さて、記憶に新しい3.11東日本大震災において消防団員の活躍がクローズアップされ、団員に課せられる期待や活動はますます多様化してきております。

我々ERT(エマージェンシー・レスポンス・チームの略)は3.11を教訓に、現役消防団員諸君が大災害時の活動を行っている時に、団員の食料や燃料の確保など、特に現場外での消防団バックアップチームとしてOB団員で結成しました。

近年は、地震、津波、大雨、土砂災害、竜巻及び火山噴火など、考えられないような大きな災害が国内はもとより世界中で起こっており、我々の地域でもいつ起こってもおかしくない状況であります。今回のマニュアルをよく理解し、皆さんの家族、市民の「生命、身体、財産」を守るだけでなく、自分自身や仲間の命を守る事に役立てていただき、今後の消防団活動がより安全に遂行できますことをご祈念いたします。

平成27年2月

総務省消防庁消防団員確保アドバイザー

ERT総裁 猪俣利雄

日高市消防団活動指針編集委員

委員長	後藤 智弘	(団本部副団長)
副委員長	清水 昌	(団本部副団長)
委員	川口 浩二	(第四分団分団長)
	吉野 正晴	(団本部副分団長)
	浅野 栄治	(団本部部長)
	服部 健太郎	(団本部部長)
	加藤 恵造	(第五分団部長)